

第 8 4 号議案

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年足立区条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「同条第 1 1 項」を「同条第 1 0 項」に改める。

第 2 3 条中「掲示しなければならない。」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。